

日医発第 1125 号 (地域)
令和 6 年 9 月 27 日

被災者健康支援連絡協議会
構成団体 各位

公益社団法人 日本医師会常任理事
細川秀一
(公印省略)

内閣府「津波防災の日」「世界津波の日」ポスターについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成 23 年 6 月に制定された「津波対策の推進に関する法律」において、津波対策について国民の理解と関心を高めるため、11 月 5 日が「津波防災の日」と定められております。また、平成 27 年 1 月には、第 70 回国連総会本会議で 11 月 5 日を「世界津波の日」と定める決議が全会一致で採択されました。

今般、内閣府は「津波防災の日」及び「世界津波の日」の認知度向上と津波対策に対する国民の理解と関心を高めるため、ポスターを作成したとの事で、災害対策基本法上の「指定公共機関」である本会に対しても周知方依頼がありました。

令和 4 年度より、本会からのポスター周知は電子媒体となりますので、内閣府津波防災特設サイト (<http://tsunamibousai.jp/>) に掲載されたポスターをダウンロード・印刷の上、ご活用の程お願いいたします。

地震や津波から、 あなたや大切な人を守るために

“逃げる”ことは、“守ること



11月5日は 津波防災の日 世界津波の日

11月5日は、「津波対策の推進に関する法律」により制定された「津波防災の日」です。また、国連総会の決議によって定められた「世界津波の日」もあります。これは、1854年の安政南海地震の際に、演口稲むらが、暗闇の中で、高台の稲むらに火をつけて、津波から逃げている住民を避難させて救った逸話にちなんだ日です。この逸話をモデルに「稻むらの火」の物語が作られ、日本だけでなく世界中に津波の恐ろしさが伝えられました。

